

# 「やまぐち障害者いきいきプラン」及び「山口県障害福祉サービス実施計画」の策定について

## I 共通事項

### 1 計画策定の趣旨

現行の「やまぐち障害者いきいきプラン（2018～2023）」及び「山口県障害福祉サービス実施計画（第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画）」の計画終了に伴い、次期計画を策定する。

年 度	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
いきいきプラン	プラン(2018～2023)						プラン(2024～2029)					
県障害福祉サービス計画	障害福祉計画第5期			障害福祉計画第6期			障害福祉計画第7期			障害福祉計画第8期		
	障害児福祉計画第1期			障害児福祉計画第2期			障害児福祉計画第3期			障害児福祉計画第4期		

### 2 計画の位置付け（4ページ参照）

やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉サービス実施計画
<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者基本法第11条第2項に基づく「都道府県障害者計画」</li> <li>障害者施策の推進に関する基本的な方向性を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者総合支援法第89条第1項に基づく「都道府県障害福祉計画」及び、児童福祉法第33条の22第1項に基づく「都道府県障害児福祉計画」（一体のものとして作成）</li> <li>障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑実施を図るため、障害福祉サービス等の成果目標やサービス見込み量を定める。</li> </ul>

### 3 計画期間

やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉サービス実施計画
令和6年度～令和11年度（6年間） ※障害福祉サービス実施計画（3年）の2期分に連動	令和6年度～令和8年度（3年間）

### 4 策定スケジュール

「山口県障害者施策推進協議会」を年間3回開催して協議し、パブリックコメントを経て令和6年3月に策定・公表する。

日 程	会議等	内 容
R5. 7	障害者施策推進協議会①	計画策定スケジュール、方向性
1 1	障害者施策推進協議会②	素案審議
1 2	県議会環境福祉委員会報告 パブリックコメント	素案報告
R6. 2	障害者施策推進協議会③	最終案審議
3	県議会環境福祉委員会報告	最終案報告
3	策定・公表	

## II やまぐち障害者いきいきプラン

### 1 基本的な考え方

(1) 内閣府の「第5次障害者基本計画」(障害者基本法)を踏まえる。

《第5次障害者基本計画(R5~9年度)》-----  
 障害者権利条約を踏まえた、障害者差別の解消、地域社会における共生等の障害者施策の取組  
 ※第4次の施策体系を踏襲して取組を推進

(2) 現計画の推進状況や障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえ、県の施策の推進方向を整理する。

《現計画の推進状況や障害者を取り巻く環境の変化等》-----  
 ▼現計画の推進状況  
 「地域移行・地域定着への支援」「就労支援」「障害者スポーツ・文化芸術活動の振興」について、引き続き重点的な取組が必要  
 ▼障害者を取り巻く環境の変化等  
 ・「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」の制定(R4)に伴う障害理解の一層の取組推進の必要  
 ・医療的ケア児支援法の成立(R3)等、障害児支援の重要性の高まり  
 ※上記について、県の総合計画であるやまぐち未来維新プランに反映済

### 2 計画の方向性

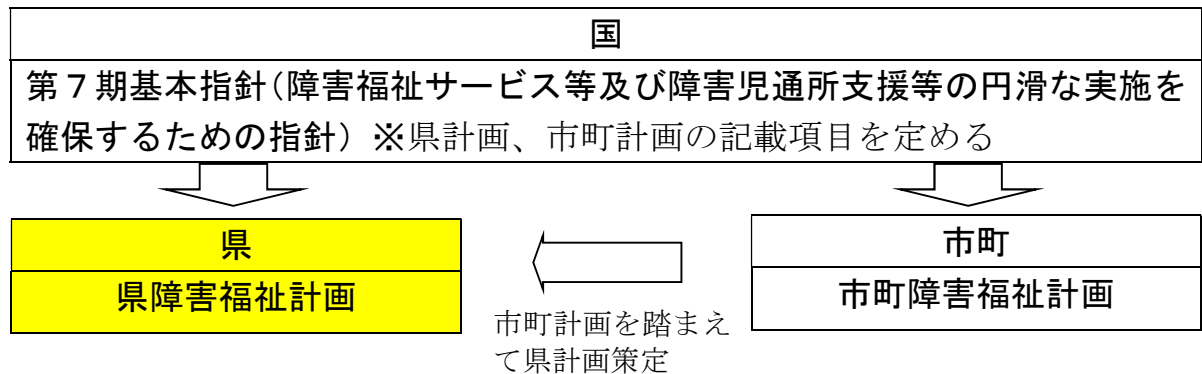
現行計画の施策体系を基本としつつ、重点的に取り組む施策について、やまぐち未来維新プランを踏まえた一部見直しを行う。

現行計画		新計画の方向性
<b>I 障害への理解を深め、共に生きる社会の実現</b>		
<b>重点</b> 相互理解の促進 ・差別解消法の普及啓発等	➡	<b>重点</b> 障害理解と相互交流の促進 ・若年層へのあいサポート運動の一層の推進 ・障害のある人とない人の交流促進 等
<b>II 自立生活を支える基盤整備</b>		
<b>重点</b> 相談支援体制の整備 ・発達障害者支援の一層の充実等	➡	<b>重点</b> <b>新</b> 障害のある子どもへの支援の充実 ・医療的ケア児、発達障害児、難聴児支援等
<b>III 地域でともに暮らせる、住みよい生活環境の整備</b>		
<b>重点</b> 地域移行・地域定着への支援 ・地域生活支援拠点の整備等	➡	<b>重点</b> (継続) ・地域生活支援拠点の機能の充実等
<b>IV 自立と社会参加に向けた雇用・就労促進</b>		
<b>重点</b> 総合的な就労支援 ・就労を通じた社会参加	➡	<b>重点</b> 障害特性に応じた就労支援 ・一般就労移行、工賃向上支援等
<b>V 個性と能力を発揮できる教育・社会参加</b>		
<b>重点</b> 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興 ・東京パラへの気運醸成等	➡	<b>重点</b> (継続) ・誰もが障害者スポーツ等に親しめる機会の推進等

### Ⅲ 山口県障害福祉サービス実施計画

#### 1 基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保と円滑な実施を図るため、障害福祉サービス等の成果目標やサービス見込み量を定める。





#### 2 計画の内容

国が定める「基本指針」に即し、以下の項目から構成。

- (1) 障害福祉計画等の基本的な理念等  
計画策定の背景、法的根拠、基本理念等
- (2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制確保に係る目標
  - 施設入所者の地域生活への移行
  - 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - 地域生活支援の充実
  - 福祉施設から一般就労への移行等
  - 障害児支援の提供体制の整備
  - 相談支援体制の充実・強化等
  - 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- (3) 各年度の指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の種類毎の必要量の見込み
  - 指定障害福祉サービス
  - 指定相談支援
  - 指定障害児支援
  - その他活動指標
- (4) 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設の必要入所定員総数
- (5) 指定障害福祉サービス等に係る必要な見込量の確保のための方策等
- (6) 人材の確保・養成及びサービスの質の向上のための取組
- (7) 地域生活支援事業の実施に関する事項
  - 専門性の高い相談支援事業
  - 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣事業
  - 広域的な支援事業
  - サービス・相談支援、指導者育成事業
  - その他の日常生活支援、社会参加支援、権利擁護支援及び就業・就労支援の事業
- (8) その他自立支援給付等及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

(参考)「やまぐち障害者いきいきプラン」と「山口県障害福祉サービス実施計画  
(第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画)」の位置付けについて

位置付け	都道府県障害者計画	都道府県障害福祉計画	都道府県障害児福祉計画
概要	障害者のための施策に関する基本的な計画	障害者福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施に関する計画	障害児福祉サービスの提供体制の確保と円滑な実施に関する計画
根拠	障害者基本法第11条第2項	障害者総合支援法第89条1項	児童福祉法33条の22第1項
内容	<p>【法律上定めるべき事項 明記なし】</p> <p>※国の障害者基本計画を基本として策定</p>	<p>【法定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</li> <li>○障害保健福祉圏域ごとの指定障害福祉サービス等の必要な見込量</li> <li>○障害者支援施設の必要入所定員総数</li> <li>○地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項</li> </ul> <p>【努力事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害保健福祉圏域ごとの障害福祉サービス等の必要な見込量の確保のための方策等</li> </ul>	<p>【法定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標</li> <li>○障害保健福祉圏域ごとの通所支援又は障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量</li> <li>○障害児入所施設等の必要入所定員総数</li> </ul> <p>【努力事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○障害保健福祉圏域ごとの通所支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策等</li> </ul>
期間	法律上規定無し	国の基本指針で「3年」と規定	国の基本指針で「3年」と規定
備考		障害児福祉計画は障害福祉計画と一体のものとして作成できる (児童福祉法第33条の22第4項) 両計画を一体として作成	
			
次期計画	やまぐち障害者いきいきプラン	山口県障害福祉サービス実施計画	
		第7期県障害者福祉計画	第3期障害児福祉計画